

「東京都宅地建物取引業協会会員専用創業支援ローン」概要

<p>ご利用いただける方</p>	<p>以下のすべてを満たす法人および個人事業主</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都（島しょ部は除く）にて事業を営んでいる、もしくはその予定である ・当金庫の会員資格を有している ・具体的な事業計画を有している ・東京信用保証協会の「創業保証」を得ることができる ・東京都宅地建物取引業協会への入会を予定している (融資実行時に入会状況を確認させていただきます)
<p>お使いみち</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・運転資金 ・設備資金
<p>ご融資金額</p>	<p>最大2,500万円以内</p>
<p>ご融資利率</p>	<p>1.0%（固定金利）</p>
<p>ご融資期間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・運転資金 7年以内（1年以内の据え置きを含む） ・設備資金 10年以内（1年以内の据え置きを含む）
<p>ご返済方法</p>	<p>元金均等返済または期日一括返済</p>
<p>担保</p>	<p>原則不要</p>
<p>保証料</p>	<p>0.35%～0.60%の信用保証料がかかります</p>
<p>保証人</p>	<p>法人の場合は原則代表者 個人事業者の場合は、原則不要</p>

※お申込に際しましては、ご融資の金額・用途・事業計画等について審査をさせていただきます。結果によってはご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

※ご用意いただく書類等、詳しくは当金庫の窓口までお問い合わせください。また、店頭に「商品概要説明書」をご用意しております。

※ご融資金額によっては、当金庫の出資金にご加入いただく場合がございます。

問合せ先

西武信用金庫 法人推進部 tel.03-3384-6111 平日9時～17時受付



21世紀金融行動原則

西武信用金庫は環境省「21世紀金融行動原則」の署名機関です

2017年3月1日現在